

殺傷兵器の輸出解禁

政府、装備移転三原則改定

政府は22日、武器輸出を制限している防衛装備移転三原則と運用指針を改定し、大幅に規制を緩和した。政府は同日、改定に基づき、地对空ミサイル「パトリオット」の米国への輸出を決め、殺傷能力のある兵器の完成品の輸出を解禁した。武器輸出を厳しく制限してきた平和主義に基づくと

本の安全保障政策は大きな転換期を迎えている。▼3面II薄れる理念、4面II主な変更点、35面II批判や懸念の声

政府は同日、三原則改定を閣議、運用指針改定とパトリオット輸出を国家安全保障会議（NSC）で決定した。

日本の武器輸出は1976年に原則禁止とした

が、安倍政権下の2014年の防衛装備移転三原則の策定で、一定の条件下で解禁。今回の改定は、三つの原則そのものは維持しつつ具体的なルールを定める運用指針を中心に見直した。

他国の企業の許可を得て日本国内で製造する「ライセンス生産品」は、米国企業がライセンス

元の武器の部品だけを輸出できたが、今後は完成品を含め、ライセンス元の国ならばどこでも輸出できる。日本の「ライセンス生産品」は79品目にのぼり、輸出対象国は米英仏独伊、ベルギー、スウェーデン、ノルウェーの8カ国に拡大する。

ライセンス元の国が第三国へと輸出する場合は

日本側の事前同意を条件とし、ウクライナやイスラエルを念頭に「現に戦闘が行われていると判断される国」を除外するという制限をつけた。ただし、米国がウクライナにパトリオットを供与しており、日本の「ライセンス生産品」のパトリオット輸出が米軍の在庫を補う形でウクライナへの軍

■防衛装備移転三原則と運用指針改定のポイント

- 「ライセンス生産品」のライセンス元の国への輸出の全面解禁
- 「5類型」で殺傷兵器の輸出解禁
- 国際共同開発品の部品は第三国へ輸出可能に
- ウクライナに限らず「被侵略国」全般に非殺傷兵器を提供可能に

事支援につながる。

政府はこれまで武器輸出目的を「救難・輸送・警戒・監視・掃海」の5類型に限定し、殺傷兵器の輸出は認めていなかった。しかし、今後は「5類型の本来業務の実施」か「自己防護」に必要な非殺傷兵器も輸出できる。

「被侵略国」への非殺傷兵器提供は、これまではウクライナに限定していたが、今後は「国際法違反の侵略」を受けている国全般へと拡大。国際共同開発品は日本から第三国への部品輸出を解禁する一方、公明党が難色を示した完成品の輸出については年明けに与党実務者で協議する。（田嶋慶彦）